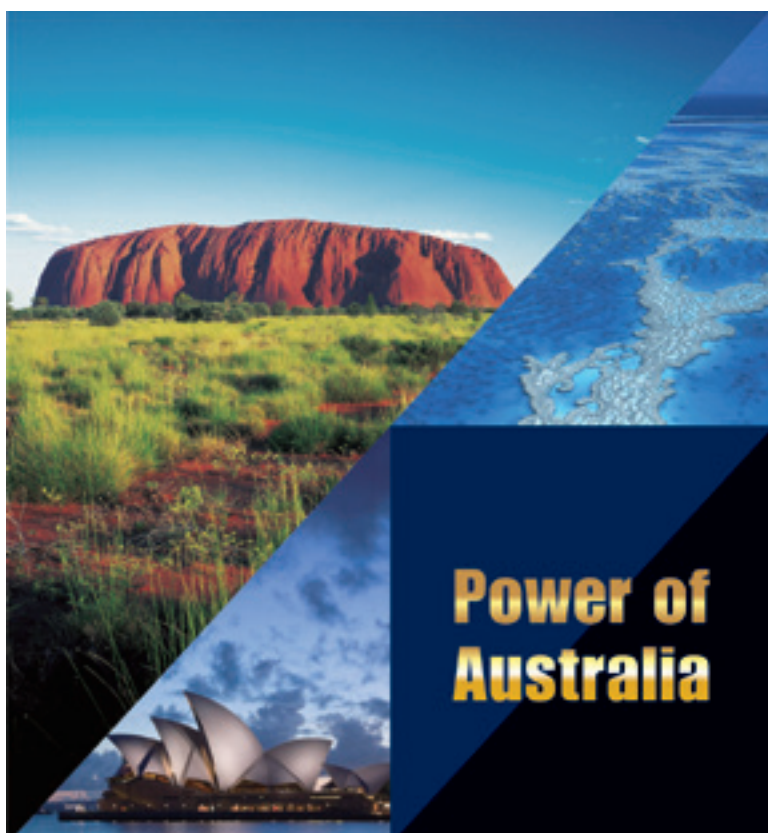


ニッセイオーストラリア利回り資産ファンド (資産成長型)

愛称:豪州力

追加型投信／海外／資産複合



本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、下記の委託会社のホームページで閲覧またはダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されています。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社[ファンドの運用の指図を行います]

ニッセイアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号 関東財務局長(金商)第369号

受託会社[ファンドの財産の保管および管理を行います]

みずほ信託銀行株式会社

お問合せ ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター **0120-762-506**

9:00～17:00(土日祝日・年末年始を除く)

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>

●委託会社の情報（2026年5月末現在）

委託会社名	ニッセイアセットマネジメント株式会社	資本金	100億円
設立年月日	1995年4月4日	運用する 投資信託財産の 合計純資産総額	11兆5,516億円

●商品分類等

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	資産複合	その他資産 (投資信託証券(資産複合 (債券・株式・不動産投信) 資産配分固定型))	年2回	オセアニア	ファンド・オブ・ファンズ	なし

・属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、為替変動リスクに対する対円でのヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人資産運用業協会ホームページ
<https://www.imaj.or.jp/> にてご確認ください。

- 本書により行う「ニッセイオーストラリア利回り資産ファンド(資産成長型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年8月28日に関東財務局長に提出しており、2026年8月29日にその届出の効力が生じております。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更の際には、事前に受益者(既にファンドをお持ちの投資者)の意向を確認する手続きが規定されています。また、ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産との分別管理等が義務付けられています。
- 商品内容・販売会社に関するお問合せは、委託会社のコールセンターで承っております。
- 基準価額(便宜上1万口当りに換算した価額で表示されます)については、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊(ファンド掲載名:豪州力成長)および委託会社のコールセンター・ホームページにてご確認ください。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、投資者のご請求により販売会社から交付されます。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

1. ファンドの目的・特色

ファンドの運用責任者はこちらです。

<https://www.nam.co.jp/fundinfo/norsfs/main.html>



ファンドの目的

投資対象とする「フランクリン・テンプルトン・オーストラリア債券ファンド(適格機関投資家専用)」および「フランクリン・テンプルトン・オーストラリア高配当株ファンド(適格機関投資家専用)」を通じ、「豪ドル建ての公社債」、オーストラリアの証券取引所に上場している「株式」および「不動産投資信託(以下「リート」といいます)を含む投資信託証券」を実質的な主要投資対象とし、配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

ファンドの特色

1 豪ドル建ての多様な利回り資産に実質的に投資することにより、配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざします。

- 利回り資産とは、インカム収入(利子や配当)が期待できる以下のような資産を指します。
 - ・債券(国債、州政府債、国際機関債、社債等)
 - ・相対的に配当利回りの高い「株式」および「リートを含む投資信託証券」
- 実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジ*を行いません。

* 為替ヘッジとは、為替変動による資産価値の変動を回避する取引のことをいいます。

2 「債券」と「株式・リート等」への投資比率は概ね均等とすることを基本とします。

- 各資産への投資は、以下のファンドを通じて行います。
 - ・債券:「フランクリン・テンプルトン・オーストラリア債券ファンド(適格機関投資家専用)」
 - ・株式・リート等:「フランクリン・テンプルトン・オーストラリア高配当株ファンド(適格機関投資家専用)」

3 年2回決算を行います。信託財産の十分な成長に資することに配慮し、分配を抑制する方針です。

- 毎年5・11月の各28日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行います。

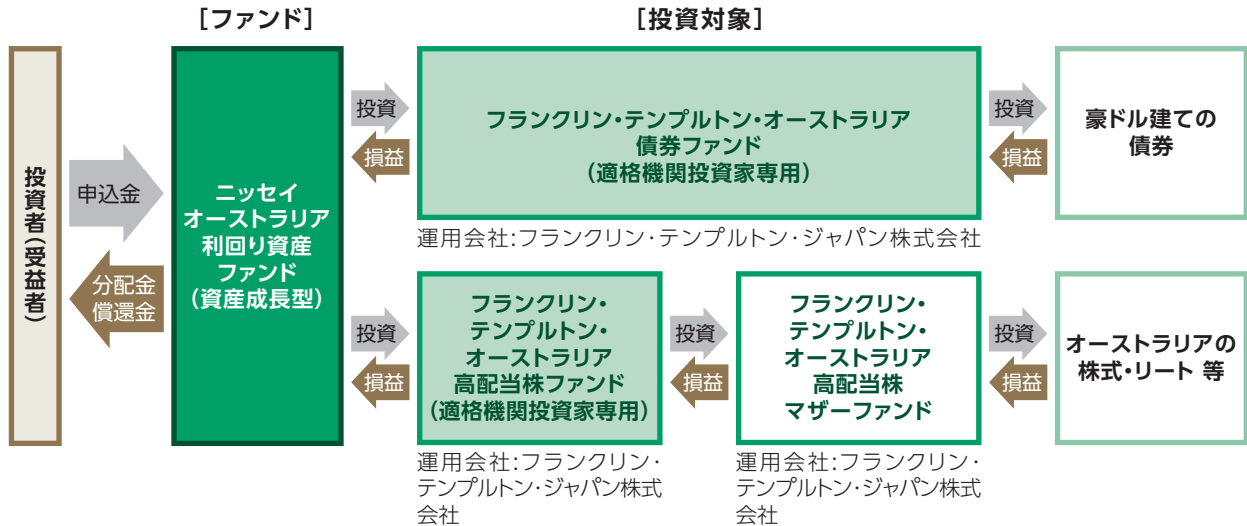
❗ 将来の分配金の支払いおよび水準について、保証するものではありません。

1. ファンドの目的・特色

ファンドの仕組み

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ[※]方式により運用を行います。

※ファンド・オブ・ファンズとは、投資対象を投資信託証券とするファンドです。



「フランクリン・テンプルトン・オーストラリア債券ファンド(適格機関投資家専用)」の運用会社であるフランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社は、その運用の指図に関する権限をフランクリン・テンプルトン・グループのウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッドに委託します。

「フランクリン・テンプルトン・オーストラリア高配当株マザーファンド」の運用会社であるフランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社は、その運用の指図に関する権限をフランクリン・テンプルトン・グループのフランクリン・テンプルトン・オーストラリア・リミテッドに委託します。

ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッド

ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッドは、フランクリン・テンプルトン・グループの資産運用会社で、オーストラリア債券の運用においては、豊富な経験と長期の運用実績があります。

フランクリン・テンプルトン・オーストラリア・リミテッド

フランクリン・テンプルトン・オーストラリア・リミテッドは、フランクリン・テンプルトン・グループの資産運用会社で、オーストラリア株式の運用においては、40年以上の実績があります。

フランクリン・テンプルトン・グループについて

フランクリン・テンプルトン・グループは米国カリフォルニア州サンマテオに本部を置く、独立系の資産運用会社グループです。150カ国以上のお客様にサービスを提供するとともに複数の資産クラスにおいて数多くの投資プロフェッショナルを有しており、世界中の個人投資家や機関投資家の皆様に多種多様な運用商品と質の高いサービスを提供しています。

●投資対象とする投資信託証券の概要

以下のそれぞれの投資信託証券を「指定投資信託証券」ということがあります。

フランクリン・テンプルトン・オーストラリア債券ファンド(適格機関投資家専用)

投 資 対 象	豪ドル建ての公社債を主要投資対象とします。
運 用 方 針	●ブルームバーグオーストラリア債券(総合)インデックス(為替ヘッジなし、円換算ベース)^{※1}を参考指標として運用を行います。 ●豪ドル建ての国債、州政府債、国際機関債、社債、モーゲージ証券および資産担保証券等の公社債を主要投資対象とします。投資する公社債は、原則として信用格付業者からBBB-/Baa3格以上の格付を付与されたものとします。 ●デュレーション^{※2}・コントロール、セクター配分および銘柄選定の3つの戦略により超過収益の獲得をめざします。 ●シナリオ・ディペンデント・オプティマイゼーション(SDO)^{※3}を活用したデュレーション・コントロールを行い、ポートフォリオの平均デュレーションは、原則として参考指標のデュレーション±1年とします。 ●外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。 ●運用の指図に関する権限をフランクリン・テンプルトン・グループの資産運用会社であるウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッドに委託します。 ※1 「Bloomberg[®]」およびブルームバーグオーストラリア債券(総合)インデックスは、Bloomberg Finance L.P.および同インデックスの管理者であるBloomberg Index Services Limited(以下「BISL」)をはじめとする関連会社(以下、総称して「ブルームバーグ」)のサービスマークであり、フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社による特定の目的での使用のために使用許諾されています。ブルームバーグはフランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社とは提携しておらず、また、フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社が運用するファンドを承認、支持、レビュー、推奨するものではありません。ブルームバーグは、フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社が運用するファンドに関連するいかなるデータもしくは情報の適時性、正確性、または完全性についても保証しません。 なお、「円換算ベース」とは、豪ドルベースの同インデックスを委託会社(運用会社)であるフランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社が独自に円換算したものです。 ※2 デュレーションとは、債券投資におけるリスク度合いを表す指標の1つで、金利変動に対する債券価格の反応の大きさ(リスクの大きさ)を表し、デュレーションが長いほど債券価格の反応は大きくなります。 ※3 シナリオ・ディペンデント・オプティマイゼーション(SDO)とは、1つの投資環境シナリオを想定し、それに依存するのではなく、基本シナリオの他に複数の代替シナリオを想定し、代替シナリオにあるイベントが発生した場合に考えられるマイナス効果を最小限に抑えつつ、基本シナリオにおいて最大限の収益を獲得するための方針を策定するツールです。
主 な 投 資 制 限	●株式(新株引受権証券等を含みます)への投資割合は、純資産総額の20%以下とします。 ●同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において純資産総額の5%以下とします。 ●投資信託証券への投資割合は、純資産総額の5%以下とします。 ●外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
決 算 日	原則として、毎月11日
収 益 分 配	●毎決算日を分配日とし、分配金額は、原則として繰越分を含めた受取利子・配当収益を中心に、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、約款に定める範囲内で、売買益も分配することがあります。 ●分配対象収益が少額等の場合には、分配を行わない場合があります。 なお、上記収益分配方針は、ニッセイオーストラリア利回り資産ファンド(資産成長型)の収益分配方針ではありません。

1. ファンドの目的・特色

信 託 報 酬	純資産総額に対し、年率0.506%(税抜0.46%) (前記「運用方針」に記載の運用指図権限の委託先に対する報酬は、当該信託報酬に含まれます)
そ の 他 の 費 用	信託事務の諸費用／その他諸費用(監査費用、受益権の管理費用等。純資産総額の0.05%を上限)等 なお、信託事務の諸費用等は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。
購 入 時 手 数 料	ありません。
信 託 財 産 留 保 額	ありません。
委 託 会 社	フランクリン・テンプレトン・ジャパン株式会社
受 託 会 社	三菱UFJ信託銀行株式会社

フランクリン・テンプレトン・オーストラリア高配当株ファンド(適格機関投資家専用)

投 資 対 象	フランクリン・テンプレトン・オーストラリア高配当株マザーファンド* (以下「マザーファンド」といいます)を主要投資対象とします。 ※当該マザーファンドの委託会社(運用会社)であるフランクリン・テンプレトン・ジャパン株式会社は、その運用の指図に関する権限をフランクリン・テンプレトン・グループの資産運用会社であるフランクリン・テンプレトン・オーストラリア・リミテッドに委託します。
運 用 方 針	●マザーファンドを通じ、オーストラリアの証券取引所に上場している「株式」および「リートを含む投資信託証券」を実質的な主要投資対象とし、配当収入の確保と信託財産の中長期的な成長をめざします。 ●マザーファンドにおいては、主に配当利回りに着目し、相対的に配当利回りの高い銘柄を中心に投資します。また、銘柄の流動性に配慮しながらポートフォリオを構築します。 ●マザーファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。 ●外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
主 な 投 資 制 限	●株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ●同一銘柄の株式への実質投資割合は、純資産総額の10%以下とします。 ●投資信託証券(マザーファンドおよび上場投資信託証券を除きます)への実質投資割合は、純資産総額の5%以下とします。 ●外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
決 算 日	原則として、毎月20日
収 益 分 配	●毎決算日を分配日とし、分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます)等の全額とします。 ●分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。 ●分配対象額が少額等の場合には、分配を行わない場合があります。 なお、上記収益分配方針は、ニッセイオーストラリア利回り資産ファンド(資産成長型)の収益分配方針ではありません。
信 託 報 酬	純資産総額に対し、年率0.616%(税抜0.56%) (上記「投資対象」に記載の運用指図権限の委託先に対する報酬は、当該信託報酬に含まれます)
そ の 他 の 費 用	信託事務の諸費用／その他諸費用(監査費用、受益権の管理費用等。純資産総額の0.05%を上限)／マザーファンドが投資対象とする投資信託証券の運用報酬等の費用等 なお、信託事務の諸費用は運用状況等により変動し、またマザーファンドが投資対象とする投資信託証券の運用報酬等の費用は銘柄等が固定されていないため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。
購 入 時 手 数 料	ありません。
信 託 財 産 留 保 額	ありません。
委 託 会 社	フランクリン・テンプレトン・ジャパン株式会社
受 託 会 社	三井住友信託銀行株式会社

●主な投資制限

投 資 信 託 証 券	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
外 貨 建 資 産	外貨建資産への直接投資は行いません。
デ リ バ テ ィ ブ	デリバティブの直接利用は行いません。
株 式	株式への直接投資は行いません。

！ 上記は、当ファンド(ニッセイオーストラリア利回り資産ファンド(資産成長型))における投資制限です。当ファンドは、投資対象とする指定投資信託証券を通じ、実質的に外貨建ての株式への投資等を行います。

●収益分配方針

- 分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。

・信託財産の十分な成長に資することに配慮し、分配を抑制する方針です。

！ 将来の分配金の支払いおよび水準について、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

2.投資リスク

基準価額の変動要因

- ファンド(指定投資信託証券を含みます)は、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。
- ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果(損益)はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

●主な変動要因

株 式 投 資 リ ス ク		株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、また業績悪化(倒産に至る場合も含む)等により、価格が下落することがあります。
不 動 産 投 資 信 託 (リ ー ト) 投 資 リ ス ク	保 有 不 動 産 に 関 する リ ス ク	リートの価格は、リートが保有する不動産の価値および賃貸料収入の増減等、また不動産市況や景気動向等の影響を受け変動します。 リートが保有する不動産の賃貸料や稼働率の低下、また自然災害等によって保有する不動産に損害等が生じた場合、リートの価格が下落することがあります。
	金 利 変 動 リ ス ク	リートは、金利が上昇する場合、他の債券の利回り等との比較から売却され、価格が下落することがあります。 また、金融機関等から借入れを行うリートは、金利上昇時には金利負担の増加により収益性が悪化し、リートの価格が下落することがあります。
	信 用 リ ス ク	リートは一般の法人と同様に倒産のリスクがあり、リートの経営や財務状況が悪化した場合、リートの価格が下落することがあります。
	リ ー ト お よ び 不 動 産 等 の 法 制 度 に 関 す る リ ス ク	リートおよび不動産等に関する法制度(税制・建築規制等)の変更により不動産の価値および収益性が低下する場合、リートの価格が下落することおよび分配金が減少することがあります。
債 券 投 資 リ ス ク	金利変動 リ ス ク	金利は、景気や経済の状況等の影響を受け変動し、それにともない債券価格も変動します。一般に金利が上昇した場合には、債券の価格が下落します。
	信 用 リ ス ク	債券の発行体が財政難・経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる場合(債務不履行)、またはそれが予想される場合、債券の価格が下落することがあります。

為 替 変 動 リ ス ク	原則として対円での為替ヘッジを行わないため、外貨建資産については、為替変動の影響を直接的に受けます。一般に円高局面ではファンドの資産価値が減少します。
流 動 性 リ ス ク	市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

・基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

○分配金に関しては、以下の事項にご留意ください。

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

○ファンドは、多量の換金の申込みが発生し換金代金を短期間で手当てする必要がある場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引ができないリスク、取引量が限定されるリスク等が顕在します。

これらにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金の申込みの受け付けを中止する、また既に受け付けた換金の申込みの受け付けを取消しする可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性などがあります。

○ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。

リスクの管理体制

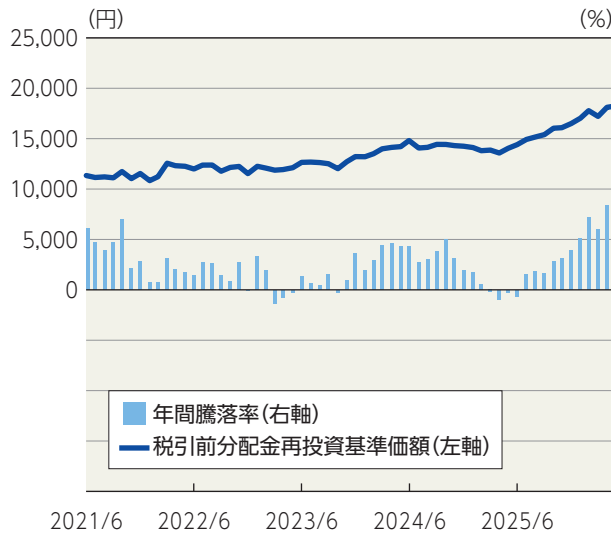
運用リスク管理担当部門が運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、および投資制限等遵守状況・売買執行状況の事後チェックを行います。運用リスク管理担当部門は、そのモニタリング結果を運用担当部門に連絡するとともに社内で定期的開催される会議で報告します。運用担当部門はその連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行う等の投資リスクを適正に管理する体制をとっています。

また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行っています。そして取締役会等においては、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢などを監督しています。

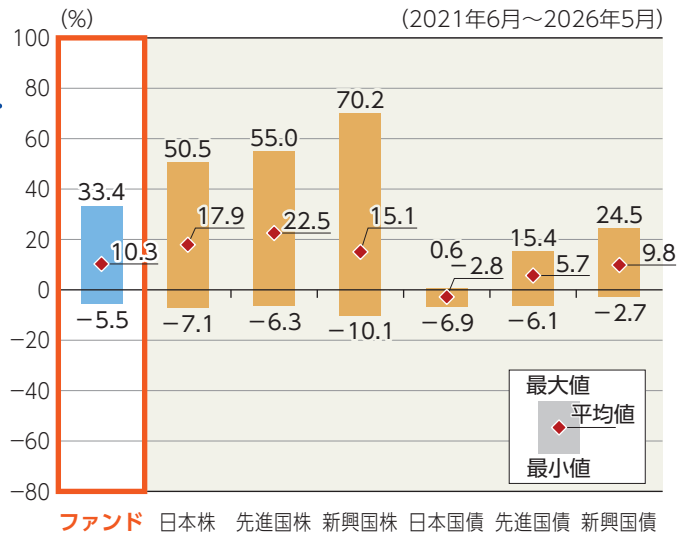
2.投資リスク

(参考情報) 投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に下記のグラフを作成しています。

①ファンドの年間騰落率および
税引前分配金再投資基準価額の推移



②ファンドと代表的な資産クラスとの
騰落率の比較



- ・グラフにおけるファンドに関する記載は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額によるものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および実際の基準価額の推移とは異なる場合があります。ファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率です。
- ・グラフ①は、過去5年間のファンドの実績です。グラフ②は、過去5年間ににおけるファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率の最大値・最小値・平均値について表示しています。

<代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指数>

- 日本株・・・TOPIX(東証株価指数)(配当込み)
- 先進国株・・・MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
- 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債・・・NOMURA-BPI 国債
- 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)
- ・すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- ・海外の指数は、「為替ヘッジなし(対円)」の指数を採用しています。

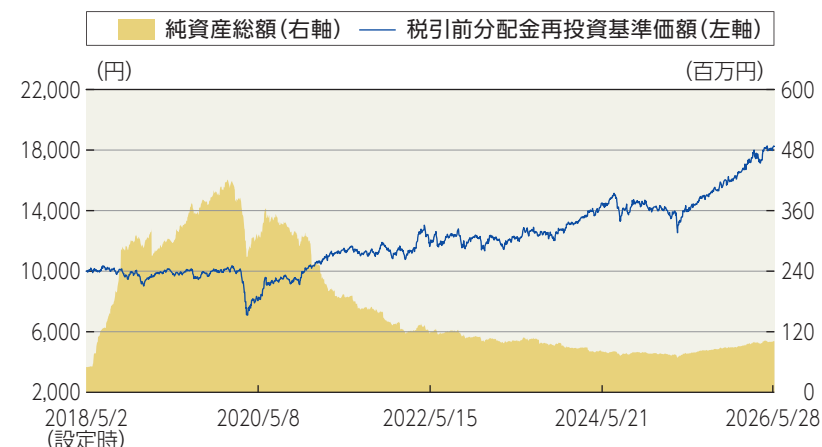
! 前記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

- ・TOPIX(東証株価指数)の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ・MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・NOMURA-BPI 国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、その知的財産は同社に帰属します。なお、同社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任を負いません。
- ・FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- ・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドは、JPモルガン社が算出する債券インデックスであり、その著作権および知的所有権は同社に帰属します。

3.運用実績

2026年5月末現在

●基準価額・純資産の推移



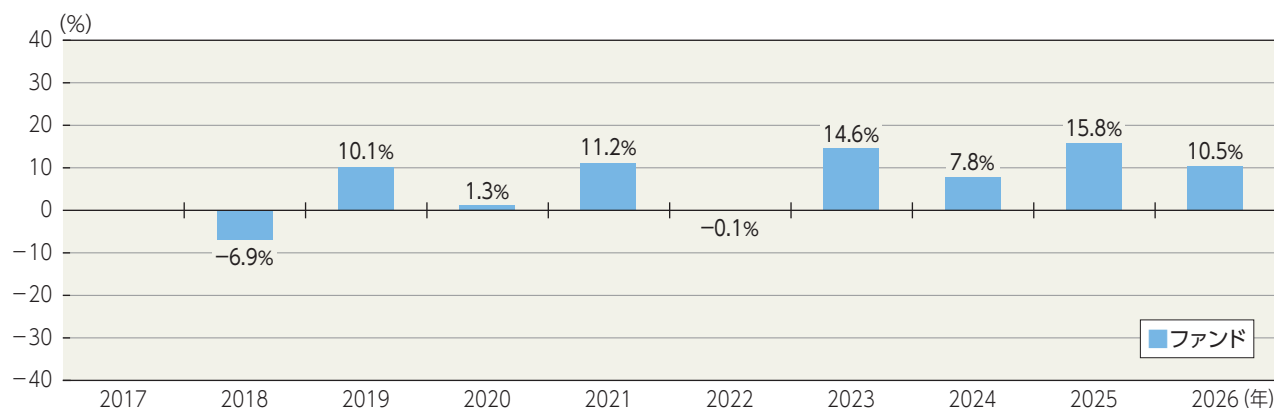
基準価額	18,239円
純資産総額	101百万円

●分配の推移 1万口当り(税引前)

2024年 5 月	0円
2024年11月	0円
2025年 5 月	0円
2025年11月	0円
2026年 5 月	0円
直近1年間累計	0円
設定来累計	0円

- ・基準価額は実質的な運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。
- ・税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

●年間収益率の推移



- ・ファンドにはベンチマークはありません。
- ・ファンド収益率は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。
- ・2018年はファンド設定時から年末まで、2026年は年始から上記作成基準日までの収益率です。

●組入比率

フランクリン・템플トン・オーストラリア債券ファンド (適格機関投資家専用)	49.9%
フランクリン・템플トン・オーストラリア高配当株ファンド (適格機関投資家専用)	49.8%
短期金融資産等	0.3%

- ・比率は対純資産総額比です。

❗ ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。
最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

●投資対象ファンドにおける組入上位銘柄

フランクリン・テンプレトン・オーストラリア債券ファンド(適格機関投資家専用)

	銘柄	種別	償還日	クーポン	比率
1	オーストラリア国債	国債	2035/06/21	2.750%	2.5%
2	オーストラリア国債	国債	2037/04/21	3.750%	2.4%
3	ビクトリア州政府債	州政府債	2035/09/17	2.000%	2.1%
4	オーストラリア国債	国債	2036/10/21	4.250%	1.9%
5	ニューサウスウェールズ州政府債	州政府債	2034/03/20	1.750%	1.9%
6	ビクトリア州政府債	州政府債	2034/11/20	2.250%	1.6%
7	オーストラリア国債	国債	2034/12/21	3.500%	1.6%
8	ニューサウスウェールズ州政府債	州政府債	2031/03/20	2.000%	1.6%
9	ニューサウスウェールズ州政府債	州政府債	2032/02/20	1.500%	1.5%
10	オーストラリア国債	国債	2036/03/21	4.250%	1.5%

- ・上記ファンドの運用会社であるフランクリン・テンプレトン・ジャパン株式会社の資料(現地月末前日基準)に基づきニッセイアセットマネジメントが作成しています。
- ・比率は対組入債券評価額比です。

フランクリン・テンプレトン・オーストラリア高配当株ファンド(適格機関投資家専用)

	銘柄	業種	比率
1	BHP	素材	5.1%
2	メディバンク・プライベート	金融	5.1%
3	オーリゾン・ホールディングス	資本財・サービス	4.7%
4	ANZグループ・ホールディングス	金融	4.4%
5	トランスアーバン・グループ	資本財・サービス	4.1%
6	QBEインシュアランス・グループ	金融	4.1%
7	サンコープ・グループ	金融	4.0%
8	センター・グループ	リート	3.8%
9	サントス	エネルギー	3.3%
10	CSL	ヘルスケア	3.3%

- ・上記ファンドのマザーファンドの状況を表示しています。
- ・上記ファンドの運用会社であるフランクリン・テンプレトン・ジャパン株式会社の資料(現地月末前日基準)に基づきニッセイアセットマネジメントが作成しています。
- ・比率は対組入株式等評価額比です。

❗ ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。
最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

4. 手続・手数料等

お申込みメモ

購入時	購入単位	販売会社が定める単位とします。
	購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 ● 収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。
	購入代金	販売会社が定める日までに、販売会社にお支払いください。
換金時	換金単位	販売会社が定める単位とします。
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
	換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として7営業日目からお支払いします。
申込について	申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時30分までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。ただし、申込締切時間は販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にご確認ください。
	申込不可日	申込日または申込日の翌営業日がオーストラリア証券取引所（半休日を含みます）、シドニー先物取引所、シドニーの銀行、メルボルンの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、購入・換金の申込みの受付けを行いません。
	購入の申込期間	2026年8月29日から2027年2月26日まで ● 期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
	換金制限	ありません。
	購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込みの受付けを中止すること、および既に受付けした購入・換金の申込みの受付けを取消すことがあります。
決算・分配	決算日	5・11月の各28日（該当日が休業日の場合は翌営業日）
	収益分配	年2回の毎決算日に、収益分配方針に基づき収益分配を行います。 分配金受取コース：税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。 分配金再投資コース：税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。 ● 販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

お申込みメモ

その他	信託期間	2031年5月28日まで（設定日:2018年5月2日）
	繰上償還	受益権の口数が10億口を下回っている場合等には、委託会社はあらかじめ受益者に書面により通知する等の手続きを経て、ファンドを繰上償還させることがあります。
	信託金の限度額	3,000億円とします。
	公 告	電子公告により行い、委託会社のホームページ(https://www.nam.co.jp/)に掲載します。
	運用報告書	委託会社は決算後および償還後に交付運用報告書を作成し、販売会社から受益者に交付します。
	課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の対象となりますが、当ファンドは、NISAの対象ではありません。

ファンドの費用・税金

●ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用				
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に 3.3% (税抜3.0%) を上限 として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。 ●料率は変更となる場合があります。 詳しくは販売会社にお問合せください。		▶ 購入時手数料 :購入時の商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに購入にかかる事務手続き等の対価として、販売会社にお支払いいただく手数料
換金時	信託財産留保額	ありません。		

投資者が信託財産で間接的に負担する費用					
毎日	運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に年率1.155% (税抜1.05%) をかけた額とし、ファンドからご負担いただけます。		▶ 運用管理費用 (信託報酬) =保有期間中の日々の純資産総額 ×信託報酬率 (年率)	
		信託報酬率 (年率・税抜) の配分	支払先	年率	役務の内容
			委託会社	0.37%	ファンドの運用、法定書類等の作成、基準価額の算出等の対価
			販売会社	0.65%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
			受託会社	0.03%	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等の対価
	・表に記載の料率には、別途消費税がかかります。				
	投資対象とする指定投資信託証券	年率0.561% (税抜0.51%) ●指定投資信託証券に各50% (基本投資比率) で投資した場合の料率です。		▶ 投資対象とする指定投資信託証券の運用・管理等にかかる信託報酬率	
	実質的な負担	ファンドの純資産総額に 年率1.716% (税抜1.56%) 程度 をかけた額となります。 ●上記は目安であり、各指定投資信託証券への投資比率が変動することにより、投資者が負担する実質的な運用管理費用 (信託報酬) は変動します。		▶ ファンドが投資対象とする指定投資信託証券を含め、投資者が実質的に負担する運用管理費用 (信託報酬)	

❗ 当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

4. 手続・手数料等

●ファンドの費用

投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
毎 日	監 査 費 用	ファンドの純資産総額に年率0.011% (税抜0.01%) をかけた額を上限とし、ファンドからご負担いただきます。	▶ 監査費用: 公募投資信託は、外部の監査法人等によるファンドの会計監査が義務付けられているため、当該監査にかかる監査法人等に支払う費用
随 時	その他の費用・手数料	組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用および借入金の利息等はファンドからご負担いただきます。これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。 また、ファンドが投資対象とするフランクリン・テンプルトン・オーストラリア高配当株ファンド (適格機関投資家専用) において、実質的に投資する投資信託証券には運用報酬等の費用がかかりますが、銘柄等が固定されていないため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。	▶ 売買委託手数料: 有価証券等の売買・取引の際に仲介人に支払う手数料 ▶ 信託事務の諸費用: 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用 ▶ 借入金の利息: 受託会社等から一時的に資金を借入れた場合 (立替金も含む) に発生する利息

❗ 当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

●税金 税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

分配時		換金 (解約) 時および償還時	
所得 税 お よ び 地 方 税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%	所得 税 お よ び 地 方 税	譲渡所得として課税 換金 (解約) 時および償還時の差益 (譲渡益) に対して20.315%

- ・外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記の表における税金と異なる場合があります。
- ・法人の場合は上記とは異なります。
- ・上記は有価証券届出書提出日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ・税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

総経費率(①+②)	① 運用管理費用の比率	② その他費用の比率
1.73%	1.16%	0.58%

- ・対象期間:2025年11月29日～2026年5月28日
- ・対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当り)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。
- ・総経費率には、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。
- ・投資対象ファンドの運用管理費用は、②その他費用の比率に含めています。また、投資対象ファンドの費用とファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。
- ・①運用管理費用の比率、②その他費用の比率および総経費率は、表示桁数未満を四捨五入しているため、①と②の合計が総経費率の数字と一致しないことがあります。なお、前記「ファンドの費用」に記載の監査費用は、②その他費用の比率に含めています。
- ・費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

Memo

A series of horizontal dotted lines for writing.

Memo

A series of horizontal dotted lines for writing.



ふくろう教授の投資信託説明書(交付目論見書)
かんたんガイド
https://www.nam.co.jp/news/ipdf/mokuromi_guide.pdf



ユニバーサルデザイン(UD)の考えに
基づいた見やすいデザインの文字を
採用しています。